

令和 8 年度砥部町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を
図るための方針

砥部町告示第 26 号

令和 8 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この告示は、本町の全ての部署が発注する物品等の調達について適用する。

(対象施設)

第 3 条 この告示の対象施設は、その所在地が愛媛県内にある障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する次の各号に該当する障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 小規模作業所（市町の運営費補助を受けているものに限る。）
- (3) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定を受けた特例子会社の事業所
 - イ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 項に規定する次の全ての要件に該当する重度障がい者多数雇用事業所

- (ア) 障がい者の雇用数が5人以上
- (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
- (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 在宅就業障害者等

ア 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

イ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
(調達の対象品目)

第4条 調達を推進する物品等の品目は、次のとおりとする。

(1) 物品は次の区分に応じ、当該各区分に掲げるものをいう。

ア 加工食品(パン・菓子・弁当など)

イ 印刷製品(名刺・ちらし・はがき・封筒・パンフレットなど)

ウ 農作物等(野菜・果物・苗類など)

エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務は次の区分に応じ、当該各区分に掲げるものをいう。

ア 軽作業(清掃・除草・剪定・消毒・シール貼りなど)

イ クリーニング

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

(調達推進のための方策)

第5条 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の各号に掲げる方策に努めるものとする。

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、砥部町契約規則(平成17年砥部町規則第50号)第25条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努める。

(2) 障害者就労施設等に対して、規格や仕様を可能な限り明確化し、納期の設定や発注方法など障害者就労施設等の特性に配慮した発注を努める。

(3) 介護福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を収集し、庁内及び関係機関等に周知し、就労施設等への発注の推進を努める。

(公表)

第6条 会計年度終了後、速やかに調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。

(調達目標)

第7条 令和8年度は、令和7年度に障害者就労施設等から調達した物品等について件数及び実績を上回ることを目標とする。

(調達方針の見直し)

第8条 町長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。